

第1章 定数・任用

○福島地方水道用水供給企業団職員定数条例

〔昭和60年11月1日
条例第5号〕

改正 昭和62年3月5日条例第1号
平成元年3月10日条例第1号
平成3年2月22日条例第1号
平成7年3月9日条例第1号
平成15年3月7日条例第1号

昭和63年3月17日条例第1号
平成2年3月9日条例第1号
平成6年3月10日条例第1号
平成11年2月26日条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第3項の規定に基づき、福島地方水道用水供給企業団職員の定数を定めるものとする。

（職員の定数）

第2条 企業長の事務局で常時勤務に服する者（休職者を除く。）の定数は、30人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月5日条例第1号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月17日条例第1号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月10日条例第1号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月9日条例第1号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年2月22日条例第1号）

第4編 人事（福島地方水道用水供給企業団職員定数条例）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月10日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月9日条例第1号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月26日条例第1号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月7日条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。